

高齢者外出支援・運転免許証自主返納タクシー助成について

▼問合せ 長寿生きがい課
☎62-0718

2月1日(土)よりタクシー運賃が次の通り改定されます。

【改定前】 初乗り運賃2kmで740円
加算運賃296mで90円

【改定後】 初乗り運賃1.23kmで500円
加算運賃261mで100円
乗車距離によっては従来より高額になります。また、迎車利用の場合は別途迎車料金等がかかります。

町実施の高齢者外出支援・運転免許証自主返納タクシー助成制度も内容が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

また、タクシー運賃の詳細については、各タクシー会社にお問い合わせください。

『親子クッキング』を行いました

▼問合せ 子育て支援課
☎59-6911

12月7日、健康増進センター調理室において、『親子クッキング』が行われました。14組の親子が参加し、ピ

プレミアム付商品券の使用可能期間は2月末までです

▼問合せ 企業支援課
☎62-0720

商品券を購入された方は、忘れずに使用してください。

使用可能期間 2月29日(土)まで

使用可能店舗 嵐山町プレミアム付商品券加盟店舗のみ使用できます。

※使用店舗は、町ホームページ及び送付されたチラシ等をご覧ください。

嵐山国際交流協会振袖体験を行いました

▼問合せ 嵐山町ふれあい交流センター
☎62-2144

夏のユカタ体験に続き、12月8日、紅葉の美しい国立女性教育会館の響書院(茶室)において振袖体験を行いました。

着付けの先生藤原幸世さん、秋元茂子さんから振袖と帯、下着から小物類の一切を提供してもらいました。また、理美容を菅野千代さん、笠原多栄子さん、写真撮影を土橋秀子さんにご協力いただき、ベトナム出身の女性に振袖を体験してもらいました。

当日、皆さんの力が結集して美しい振袖姿の女性ふたりが誕生しました。



真っ赤なモミジを探す乙女ふたり



着付けのプロの仕事



ヘアはアップで華やかに

ザ、トマトスープ、ミニパフェづくり挑戦しました。包丁で野菜を切ったり、ピザをトッピングしたり、真剣に取り組んでいました。次回の教室も広報・ツイッターでお知らせします。



『食育セミナー』を行いました

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-0716

11月30日、町民ホールにおいて、牧野悦子さん(野菜ソムリエプロ)による講演会「おいしく食べよう毎日の野菜」が行われました。

約70名の方が参加し、バナナの食べ比べを行い、産地や熟成度の違いを体感しました。野菜や果物の役割や旬野菜の目利きなど、日頃の食生活のヒントを学びました。

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る違反事実の公表について

▼問合せ 環境課
☎62-0719

次の事業者は、条例に基づく町の許可を受けずに土地の埋立て等を施行し、その後、町からの原状回復に係る措置命令にも従わなかったため、その違反事実を公表します。

- ① 下澤興業 下澤 剛
 - ② ㈱絆プランニングこと 日置修司
- 土地の埋立て等が施行された場所
千手堂827番地 外
- 違反事実の公表方法
広報紙への掲載のほか、①役場掲示



板への掲示②町ホームページへの掲載 ※詳細については、町ホームページに掲載しています。

4月1日よりスプレー缶の収集日・出し方が変わります

▼問合せ 環境課
☎62-0719

スプレー缶の収集日を第1・3水曜日(金属類の日)から第4金曜日に変更します。また、スプレー缶の出し方が変わります。ご注意ください。
※3月31日まで収集日・出し方は変わりません。

【4月1日以降の出し方】

- ・使い切り、可能な限りフタ、キャップ、ラベルは取り外してください。
- ・穴はあけずに出すことができます。
- ・ビニール袋等には入れずカゴに直接出してください。
- ・プラスチック製であっても、「火気厳禁」「高温注意」等と書いてあればスプレー缶として出してください。
- ・スプレー缶は絶対に他のごみ等に混入させないでください。
- ・フロンが入ったものは回収できません。
- ・中身が使い切ることが困難な場合は、お問い合わせください。

平日の窓口を延長 マイナンバーカードの申請・交付などを行います

▼問合せ 町民課
☎62-2154

日時 2月27日(木) 17時15分～19時
マイナンバーカードの申請、カードの交付、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

事前にお電話で予約していただく必要があります。ご注意ください。
平日の業務時間内に来ることが難しい方は、ぜひご利用ください。



マイナンバーカードをお持ちの方へ

▼問合せ 町民課
☎62-2154

カード・電子証明書の有効期限を確認してください

カード発行時に未成年だった方は、

申請日から5回目の誕生日が期限となります。カードの生年月日の隣の有効期限をご確認ください。
カードの期限が有効でも、電子証明書の期限が切れる方がいます。有効期限は発行日から5回目の誕生日です。
なお、カード及び電子証明書の期限が切れる方には有効期限の3か月前から通知を送付しています。
電子証明書の期限が切れる方は更新の手続きが必要です。送られてきた有効期限通知書とマイナンバーカードをご持参の上、町民課までお越しください。カード自体の期限が切れる方は、スマートフォンやパソコンを使ってご自身で申請することが可能です。
写真付きのマイナンバーカードを作りましょう

顔写真付のマイナンバーカードは、公的な身分証明書であり、それ1枚で本人確認書類として使えます。
また、9月から令和3年3月までの間、民間のキャッシュレス決済に、一定の前払いなどをされた方に対し、マイナンバーが付与されます(マイキIIDの設定が必要です)。

マイナンバーカードは申請から受け取りまでに1か月ほどかかります。町民課では、マイナンバーカードの顔写真撮影を無料で行っています。申請書の記入の補助も行っていますので、ぜひご利用ください。